

代表助成規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が、代表選抜委員会規則第2条に基づき、国際試合日本代表に対する助成に関し必要な事項を定め、もって日本代表に対する適正な助成を行うことを目的とする。

(対象とする国際試合日本代表)

第2条 この規則による助成の対象は、以下の各号に定める試合の日本代表とする。

- (1) APBF 選手権／アジアカップのオープン、ウィメン、シニアの日本代表
- (2) ワールドブリッジゲームズ（ワールドマインドスポーツゲームズ）の日本代表
- (3) バミューダボウル、ベニスカップ及びシニアボウルの日本代表

(助成の対象となる期間)

第3条 助成を行う期間は、当該メンバーが日本代表に指名されてから、当該国際試合に参加して帰国するまでの期間とする。

(助成の内容)

第4条 この規則による助成は、以下の通りとする。

- (1) APBF 選手権／アジアカップ、世界ブリッジチーム選手権（バミューダボウル、ベニスカップ、シニアボウル）及びワールドブリッジゲームズ（ワールドマインドスポーツゲームズ）の参加料、航空運賃及び朝食付きツイン宿泊費相当額。APBF 選手権／アジアカップシニア代表に対する助成額については第5条を適用する。

（キャプテンに対しては航空運賃及び朝食付きシングル宿泊費相当額を助成する）

- (2) 日本代表に指名されてから、当該国際試合に参加するまでの間に、当該メンバーで参加する国内のナショナル競技会（チーム戦に限る）の参加費用
エントリー・フィー相当額（代表以外のプレイヤーを含むチームは対象外）
- (3) 日本代表に指名されてから、当該国際試合に参加するまでの間に、当該メンバーで参加する、理事会が承認した特定の海外競技会の参加費用
エントリー・フィー及び航空運賃の75%相当額。但し、当該試合の主催者からの助成がある場合はその金額に応じて助成額を調整する。
- (4) 日本代表に指名されてから、当該国際試合に参加するまでの間に、当該メンバーで行う練習会の費用
会場費及びボード組込費用相当額

- 2 前項に定める「航空運賃」は連盟が調査したエコノミークラス運賃とし、「朝食付き宿泊費」は大会組織委員会が斡旋するホテルのスタンダードルームを基準とする。朝食がつか

ない場合は、相当額を上乗せして支給する。

- 3 宿泊費の助成対象となる期間は、開会式の前日から当該チームが参加する公式試合の最終日までとする。
- 4 前各項に定める航空運賃及び宿泊費相当額は助成額の上限であり、実費がこれを下回った場合は実費相当額を助成する。
- 5 選手個人が保有するマイレージによる航空券を使用した場合は、第2項のエコノミークラス運賃の50%相当額を支給する。
- 6 当該国際試合期間中の行動に対して、懲戒処分またはそれに準ずる処分を受けた場合は、助成金を減額または不支給とすることがある。

(APBF 選手権／アジアカップのシニア代表に対する助成)

第5条 第2条第1項第1号に定めるシニア代表に対する航空運賃、宿泊費の助成額及び複数チームに対する配分については、理事会で決定する。

(報奨金の支給)

第6条 以下の各号に相当する場合は報奨金を支給する。

- (1) APBF 選手権／アジアカップ（オープン、ウィメンズ、シニア）で優勝した場合
 - (2) 世界ブリッジチーム選手権（バミュダボウル、ベニスカップ、シニアボウル）およびワールドブリッジゲームズ（ワールドマインドスポーツゲームズ）で、オープン、ウィメンは決勝ラウンド8位以内、シニアは決勝ラウンド4位以内に入った場合
- 2 金額については、その都度理事会で決定し募集要項に記載する。
 - 3 参加チーム数が5チーム以下の場合は、報奨金は、前項による金額の50%とする。

(改 廃)

第7条 この規則の変更は理事会の決議により行う。

附則

この規則は2015年4月1日以降に募集する代表選抜試合により決定された日本代表に適用する。

変更歴

2007年4月制定

2010年8月改正

2012年7月改正

2015年4月改正

2017年4月改正（規則類整備にともなう体裁変更および第1条に連盟の定義を追加）